

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書
 ＜令和 6年 8月 1日現在＞

1. 事業者の概要

法 人 名	社会福祉法人 千歳会	代 表 者 氏 名	理事長 左 敬 真
法 人 所 在 地	千葉県稲毛区萩台町50-1 特別養護老人ホームちとせ稲毛	電 話 番 号	043-445-7840
設 立 年 月 日	平成12年7月9日	介護保険事業所番号	1175 300 936

2. ご利用施設

施 設 の 種 類	介護老人福祉施設	事業所番号	1271701698
施 設 の 目 的	ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営み、心から長寿を喜び、加齢を恐れずに毎日を楽しんで生活できるよう（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。		
施設の運営方針	私たちは、人を育み、地域を育て、自分の一番大切な人と同じようにお客様と向き合い、真心あるサービスの提供に情熱を注ぎます。		
施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム ちとせ小町	開設年月日	平成23年11月1日
施設の所在地	千葉県佐倉市大蛇町215-7	入 所 定 員	10名（空床利用型）
施 設 長	南 曲 豪	電 話 番 号	043-312-5111
当施設が併せて実施する事業		短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	

3. 施設の概要

（1）構造等

敷 地	4,451㎡		
建 物	構 造	鉄筋コンクリート2階建て	
	述 べ 床 面 積	3,658㎡	
	利 用 定 員	100名	

（2）居室および主な設備（ユニット型指定介護老人福祉施設の設備です。）

設 備	室 数	面 積	備 考
ユニット型個室	100	18㎡/1室	洗面台、ブザーを設置
食 堂	10	58㎡/1室	
機 能 訓 練 室	1	104㎡	
浴 室	1	83㎡	特別浴槽2台設置
個 浴	4	1.66～8㎡	うちリフト浴2台
医 務 室	1	6.6㎡	

4. サービスについての相談窓口

電話番号	043-312-5111（8：30～17：30）
担当者	乙武 陽（生活相談員）

5. サービスの実施地域

佐倉市	四街道市	印西市	酒々井町
-----	------	-----	------

6. 施設の職員体制（特別養護老人ホームと兼務）

従業員の職種	勤務形態・員数	職職務の内容
管理者	常勤 1名	特別養護老人ホーム運営責任者として業務の遂行にあたる。 正規の勤務時間（8：30～17：30）
生活相談員	常勤 1名以上	ご利用者の生活相談全般、面接、身上調書の作成およびご利用者等の各種相談に応じる業務に従事する。 正規の勤務時間（8：30～17：30）
介護職員	常勤 20名以上 非常勤 10名以上 常勤換算34名以上	ご利用者の居室を中心とし、生活相談および介護の業務に従事。 日中帯（8：30～17：30）原則として職員1名あたり3名を介護。 夜間帯（22：00～7：00）原則として職員1名あたり20名を介護。
看護師	常勤 2名以上 非常勤 2名以上	ご利用者に対する医師の業務の補助および看護ならびに特別養護老人ホームの保健衛生管理の業務に従事。 正規の勤務時間（8：30～17：30）
医師	非常勤 1名	ご利用者の健康管理ならびに特別養護老人ホーム保健衛生指導業務に従事。毎週土曜日（往診）
管理栄養士	常勤 1名以上	ご利用者の献立作成、栄養量計算および給食記録を行うほか、食品衛生管理全般にわたる業務に従事。 正規の勤務時間（8：30～17：30）
機能訓練指導員	常勤 2名以上	ご利用者の日常生活上の機能訓練を行う業務に従事。 正規の勤務時間（8：30～17：30）
介護支援専門員	常勤 1名以上	ご利用者のサービス計画を立案し、サービス全般の実施状況を把握すると共に、必要に応じてサービス計画の変更を行う。 正規の勤務時間（8：30～17：30）
事務員	常勤 1名以上	特別養護老人ホームの事務全般の業務に従事。 正規の勤務時間（8：30～17：30）

7. 介護保険給付対象となる施設サービスの内容

種類	内 容
食 事	ご利用者の状況に応じ適切な食事介助を行うとともに、食事の自立も援助します。 朝食 8：00～ 昼食11：45～ 夕食：17：30～

入浴	週2回の入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
離床・着替え 整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
相談および援助	ご利用者とそのご家族からのご相談に応じます。

8. 入居中の医療の提供において

- (1) 施設での医療提供においては、通常の服薬管理、健康管理となります。当施設は医療機関ではありません。
- (2) 緊急時の対応について、ご利用者に容態変化等があった場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるほか、速やかにご家族へ連絡します。
- (3) 体調に変化がある場合は通院による受診が必要になり、その際はご家族の同伴をお願いします。
- (4) ご利用者の状態変化に伴う緊急時の連絡は相談員又は看護師（夜間は介護職員）が行います。夜間の急変や状態変化について、施設の特性上早期発見が難しい場合があります。

9. 利用料金

(1) 介護保険対象サービス

（介護予防）短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とします。

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後に自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付を申請する際に必要となる「サービス提供証明書」を発行します。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。

サービスに対する利用者負担金は、関係法令に基づいた金額とします。契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

① 介護予防短期入所生活介護費基本部分日額

(令和6年4月改定)

介護区分	介護保険単位数	自己負担金		
		負担限度額(1割)	負担限度額(2割)	負担限度額(3割)
要支援1	529単位	558円	1,116円	1,674円
要支援2	656単位	692円	1,384円	2,076円

② 短期入所生活介護費基本部分日額

(令和6年4月改定)

介護区分	介護保険単位数	自己負担金		
		負担限度額(1割)	負担限度額(2割)	負担限度額(3割)
要介護1	704単位	743円	1,485円	2,228円
要介護2	772単位	814円	1,629円	2,443円
要介護3	847単位	894円	1,787円	2,681円
要介護4	918単位	968円	1,937円	2,905円
要介護5	987単位	1,041円	2,083円	3,124円

※ 自己負担金は、総単位数に地域加算（佐倉市は5級地：10.55）を乗じた金額の1割または2割、3割の額となります。

③ 介護保険加算項目

加算項目	負担額	内容
機能訓練体制加算 【12単位／日】	1割 13円／日	常勤専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を配置している場合に算定されます。
	2割 25円／日	
	3割 38円／日	
個別機能訓練加算 (Ⅱ) 【56単位／日】	1割 59円／日	機能訓練指導員を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成、機能訓練を適切に提供した場合に算定されます。
	2割 118円／日	
	3割 177円／日	
看護体制加算(Ⅰ) 【4単位／日】	1割 4円／日	入所定員51名以上の施設で常勤看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
	2割 8円／日	
	3割 13円／日	
看護体制加算(Ⅱ) 【8単位／日】	1割 8円／日	入所定員51名以上の施設で常勤換算5名以上の看護師を配置しており、協力医療機関との24時間連絡体制を確保している場合に算定されます。
	2割 17円／日	
	3割 25円／日	
看護体制加算(Ⅲ)イ 利用定員29人以下 【12単位／日】	1割 13円／日	常勤1名以上の看護師を配置し、前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者割合が100分の70以上である場合に算定されます。
	2割 25円／日	
	3割 38円／日	

看護体制加算 (Ⅳ) イ 【23単位／日】	1割 24円／日	加算（Ⅱ）の要件を満たし、前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者割合が100分の70以上である場合に算定されます。
	2割 48円／日	
	3割 73円／日	
送迎加算 片道につき 【184単位／日】	1割 194円／日	ご希望により送迎を行った場合に算定されます。
	2割 388円／日	
	3割 582円／日	
緊急短期入所 受け入れ加算 【90単位／日】	1割 95円／日	利用者の状態や家族の事情でケアマネジャーが緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認め利用した場合に算定されます。7日（やむを得ない場合は14日）を限度。
	2割 190円／日	
	3割 285円／日	
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) ロ 【18単位／日】	1割 19円／日	ユニット型短期入所生活介護で、夜勤帯（17：00～9：00）に介護職員または看護職員を基準以上配置している場合に算定されます。
	2割 38円／日	
	3割 57円／日	
夜勤職員配置加算 (Ⅳ) ロ 【21単位／日】	1割 22円／日	ユニット型短期入所生活介護で、夜勤帯（17：00～9：00）を通じ喀痰吸引等を実施できる介護職員を1名以上配置し、事業所として県へ登録している場合に算定されます。
	2割 44円／日	
	3割 66円／日	
在宅中重度者受入 加算ロ 【421単位／日】	1割 444円／月	看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）を算定し、居宅で訪問看護を利用していた利用者が、施設内でも訪問看護事業所の看護師からサービスを受けられる体制をとっている場合に算定されます。
	2割 888円／月	
	3割 1,332円／月	
在宅中重度者受入 加算イ 【417単位／日】	1割 440円／月	看護体制加算（Ⅱ）または（Ⅳ）を算定し、居宅で訪問看護を利用していた利用者が、施設内でも訪問看護事業所の看護師からサービスを受けられる体制をとっている場合に算定されます。
	2割 880円／月	
	3割 1,320円／月	
在宅中重度者受入 加算ハ 【413単位／日】	1割 435円／月	看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）および（Ⅱ）または（Ⅳ）を算定し、居宅で訪問看護を利用していた利用者が、施設内でも訪問看護事業所の看護師からサービスを受けられる体制をとっている場合に算定されます。
	2割 871円／月	
	3割 1,307円／月	
在宅中重度者受入 加算ニ 【425単位／日】	1割 448円／日	看護体制加算を算定しておらず、居宅で訪問看護を利用していた利用者が、施設内でも訪問看護事業所の看護師からサービスを受けられる体制をとっている場合に算定されます。
	2割 897円／日	
	3割 1,345円／日	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ） 【22単位／日】	1割 23円／日	以下のいずれかに該当する場合に算定されます。 ① 介護福祉士80%以上 ② 勤続10年以上介護福祉士35%以上
	2割 46円／日	
	3割 70円／日	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ） 【18単位／日】	1割 19円／日	介護福祉士60%の場合に算定されます。
	2割 38円／日	
	3割 57円／日	

サービス提供体制 強化加算（Ⅰ） 【6単位／日】	1割 6円／日	以下のいずれかに該当する場合に算定されます。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上
	2割 13円／日	
	3割 19円／日	
療養食加算 1日3回を限度 【8単位／回】	1割 8円／回	医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療の直接の手段として療養食を提供し、療養食の提供が、管理栄養士、栄養士により管理されている場合に算定されます。
	2割 17円／回	
	3割 25円／回	
生産性向上推進体制 加算（Ⅰ） 【100単位／月】	1割 106円／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。見守り機器等を複数導入している。業務改善の取り組み成果が出ており、その効果を厚生労働省に1年に1回提出している場合に算定されます。
	2割 211円／月	
	3割 317円／月	
生産性向上推進体制 加算（Ⅱ） 【10単位／月】	1割 11円／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合に算定されます。
	2割 21円／月	
	3割 32円／月	
介護職員等処遇改善 加算		これまでの、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を1本化。 各加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階で加算されます。 当月の介護報酬総単位数（加算・減算含む・処遇改善加算は除く） Ⅰ ×14.0% Ⅱ ×13.6% Ⅲ ×11.3% Ⅳ ×9.0%
認知症専門ケア加算 （Ⅰ） 【3単位／日】	1割 3円／日	認知症介護実践リーダー研修を修了している者を基準人数配置し、認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導に関わる会議を開催している場合に算定されます。
	2割 6円／日	
	3割 9円／日	
認知症専門ケア加算 （Ⅱ） 【4単位／日】	1割 4円／日	（Ⅰ）の要件に加え、認知症介護指導者養成研修を修了している者を配置し、研修計画を作成し、研修を実施している場合に算定されます。
	2割 8円／日	
	3割 13円／日	
若年性認知症 受け入れ加算 【120単位／日】	1割 127円／日	若年性認知症のご利用者に対し、脳血管疾患、アルツハイマー病などで認知機能低下により日常生活に支障が生じ、それにより短期入所生活介護を利用した場合に算定されます。
	2割 253円／日	
	3割 380円／日	
認知症行動・心理 症状緊急対応加算 【200単位／日】	1割 211円／日	認知症の行動や症状が見られ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断して利用した場合に利用開始日から7日までを限度に算定されます。
	2割 422円／日	
	3割 633円／日	

長期利用者減算 【－30単位／日】	1割 －32円／日	連続して30日を超えて入所し、サービスを受けている場合に算定されます。
	2割 －63円／日	
	3割 －95円／日	
短期入所生活介護における長期利用の適正化	※下記「短期入所生活介護における長期利用の適正化 価格」参照	(短期入所生活介護) 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合、基本報酬が変わります。 (介護予防短期入所生活介護) 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合、基本報酬が下記の通り変わります。 要支援1…介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定。 要支援2…介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定。

※短期入所生活介護における長期利用の適正化 価格

介護区分	介護保険単位数	自己負担金		
		負担限度額(1割)	負担限度額(2割)	負担限度額(3割)
要支援1	503単位	531円	1,061円	1,592円
要支援2	623単位	657円	1,315円	1,972円
要介護1	670単位	707円	1,414円	2,121円
要介護2	740単位	781円	1,561円	2,342円
要介護3	815単位	860円	1,720円	2,579円
要介護4	886単位	935円	1,869円	2,804円
要介護5	955単位	1,008円	2,015円	3,023円

(2) 介護保険外負担分料金

居住費・食費の負担額についてはご利用者の所得に応じて負担軽減等の段階が設定されています。市町村の介護保険担当部署に申請し認定を受けた結果により負担額が決定されます。負担限度額認定書の提出がない方は、基準額にて請求させていただきます。

[段階ごとの負担額]

- 第1段階 7. 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
4. 生活保護の方
 - 第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
 - 第3段階 ① 世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
- ③ 世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方

自己負担額 (ひと月30日計算)	食 費		居 住 費	
	日額	月額	日額	月額
第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円
第2段階	600円	18,000円	880円	26,400円
第3段階－①	1,000円	30,000円	1,370円	41,100円
第3段階－②	1,300円	39,000円	1,370円	41,100円
上記以外の方	※2,000円	60,000円	2,200円	66,000円

※ 朝食600円 昼食700円 夕食700円

(3) その他介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、介護保険の対象とならない為、利用料金の全額がご利用者の負担となります。利用料は、契約期間中であっても経済情勢の変動、公租公課の変更またはその他の事由により著しく不適当となったときは改定するものとします。その場合、1か月以上前までに文章で通知いたします。その際利用料変更に同意されない場合には、入所契約の解除を申し出ることができます。

項 目	内 容	利 用 料
理 髪 ・ 美 容	訪問理美容をご利用いただけます。	実 費
個人の電気代	テレビ、冷蔵庫、電気毛布、電気スタンド、携帯電話充電器等。	1,500円/月
買 い 物 代 行	職員が施設近隣のスーパーまたはドラッグストア等で日用品の買い物を代行します。	手数料:1回100円 購入額実費
日 常 生 活 品	歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等、日常生活に必要な物品。ただし、おむつを除きます。	実 費
教 養 娛 楽 費	ご利用者の希望で趣味活動を行った場合。	材料費等の実費
領収証の再発行	発行済み領収証の再発行。	300円/枚
地域外への送迎	通常の送迎実施地域外の地区にお住まいの方で、利用時に送迎する場合。	150円/km 実施地域を超えた地点から起算

(4) 利用料等のお支払方法

- ① 毎月10日以降に「8. 利用料金」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。
- ② 利用料等は、振込でのお支払いとなります。
- ③ 領収証の発行は、月遅れとなりますことをご了承ください。
- ④ 振込口座

金融機関名	千葉銀行 うすい支店 普通預金 3 5 5 3 8 2 3
	ゆうちょ銀行 1 0 5 5 0 - 6 3 4 1 9 7 1 1
口 座 名 義	社会福祉法人 千歳会 理事長 左 敬真 シャカイフクシホウジン チトセカイ リジチョウ ヒダリ ヒロマサ

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用開始予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更もしくは追加をすることができます。この場合は利用開始予定日前日の午後5時までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用開始予定日前日までに申し出なく利用中止した場合、取消料として当日利用料金（自己負担相当額）の50%をお支払いいただきます。ただし、ご利用者の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- ③ サービス利用の変更、追加の申し出に対し、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスを提供できない場合は、当事業所の生活相談員が他の利用可能日時をご利用者に提示します。
- ④ サービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。この場合、既に提供されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

10. 貴重品および金銭の取り扱いについて

- 原則として、貴重品および金銭の持ち込みはお断りさせていただきます。万が一、お持ち込みになった貴重品および金銭に損害が発生した場合、施設側はその責任を一切負わないものとします。
- 日常生活用品等の個別の買い物については、施設側で立替払いし、月毎に精算してご請求させていただきます。但し、高額な立替についてはご相談させていただきます。

11. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、施設の代表電話にて受け付けます。

代 表 電 話	043-312-5111	
苦情受付窓口	解決責任者	施設長 南曲 豪
	担 当 者	相談員 乙武 陽
苦情受付時間	9：00～17：30	

(2) 苦情解決第三者委員

医療法人社団敬徳会	施設サービス部長 永野慎一	043-421-6868
-----------	---------------	--------------

(3) 行政機関その他苦情受付機関

受付窓口	電話番号
佐倉市 介護保険課	043-484-6187
四街道市 介護保険課	043-421-6127
印西市 介護保険課	0476-42-2922
酒々井町 健康福祉課	043-496-1171（内線131～132）

国民健康保険団体連合会 介護保険課	043-254-7428
-------------------	--------------

12. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ☐ 無 ☒
直近の実施日	年 月 日
評価機関名称	選定中
評価結果の開示	社会福祉法人千歳会ホームページにて公開 https://1000.or.jp/

13. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(株)東京海上日動火災保険
保 険 名	介護サービス事業者損害賠償責任保険

14. 非常災害時の対策

■ 非常時の対応

別途定める「特別養護老人ホームちとせ小町 消防計画」に則り対応致します。

■ 避難訓練および防災設備

別途定める「特別養護老人ホームちとせ小町 消防計画」に則り、夜間および昼間を想定した避難訓練を、ご利用者も参加して年3回行います。

<防災設備>

自動通報システム・スプリンクラー・温度感知器・煙感知器・屋内消火栓
消火器・防火扉・誘導灯

■ 消防計画等

防災避難訓練内容は消防署へ提出

15. 虐待防止について

当施設では、ご利用者の人権の擁護および虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	施設長 南曲 豪
職員への研修の実施	職員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回実施します。

施設内の体制整備	① 施設長を委員長とする身体拘束・虐待対策委員会を設置し、発生防止に向けた組織体制を整備するとともにサービス提供のモニタリングに努めます。 ② 成年後見人制度の利用を支援します。 ③ 苦情解決体制を整備しています。
虐待発生時の対応方法	① 虐待被害者の生命と身体の安全を確保します。 ② 速やかに組織的対応するとともに行政へ通報・相談します。 ③ ご利用者やご家族へ十分配慮し、説明責任を果たします。 ④ 発生要因を調査・分析し、再発防止に向けた仕組みづくりや環境改善、職員の意識啓発に努めます。

16. 契約締結からサービス提供まで

既に居宅サービス計画を作成されている場合は、事前に担当する介護支援専門員とご相談の上、介護支援専門員より当施設へご連絡をいただくようお願いします。

但し、当施設で提供するサービスは空床利用型のため、サービス利用を予定されている期間での空床が確保できない場合は、予約をお受けすることができません。

利用期間決定後に、利用契約を締結します。

17. 施設の利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会について（予約制）043-312-5111 で予約をお取りください。

面会時間 13：30～15：45

- 来訪者は『面会者記入カード』をご記入いただき、手指消毒、検温をお願いします。
- 18時以降は防犯上正面玄関を施錠させていただきます。

(2) 持ち込みの制限

- ① 食べ物(生もの)の差し入れは、時間が経過すると衛生上の問題となる場合もあるのでご遠慮いただくか、すぐに食べきれar程度にしてください。過度の間食のため、朝・昼・夕食を摂ることができない方も見うけられます。但し、栄養補助食品（飲料）等、施設側が必要と判断したものは除きます。
- ② 貴重品・危険物・薬品(医師から処方されたお薬は看護師がお預かりし、管理させていただきます)の持ち込みはご遠慮ください。
- ③ 熱源を利用する電化製品等は、火災や火傷の恐れがあるため持ち込みできません。
- ④ ペットは原則として種類に関わらず持ち込みできません。

(3) その他

① 持ち物について

衣類を含め全ての持ち物には、必ず名前をご記入ください。黒・紺系の衣類には名前を縫い付けてください。また、チェックリストへのご記入をお願いします。

② 居室について

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。

施設でのサービス提供上、またはご利用者の健康状態により、居室の変更をお願いする場合がございます。

③ 外出について

外出を希望される方は、その前日 17 時までに施設職員までお申し出ください。

④ 洗濯について

施設で行いますが、ア.洗濯機の丸洗いに適さないもの、イ.乾燥機が使用できないもの、ウ.ドライクリーニングが必要なもの、エ.ご家族が持ち込んだ毛布、大判のタオルケットは、ご家族で対応をお願いします。

⑤ 病院受診について

容態急変時は当施設で対応しますが、救急要請を必要とせずに診療が必要な場合は、その旨をご家族へ連絡し対応をお願いすることとなります。

⑥ 施設・設備使用上の注意

- 施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により損害等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施および安全衛生等を管理する上で必要があると認められる場合には、医療者が居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

⑦ 禁止事項

- 施設内での喫煙
- サービス従事者または他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行う事
- 騒音等他のご利用者に対し迷惑になるような行為
- 事業者の承諾なく居室の造作および模様替えならびに鍵を取り替えたり、付け加えたりすること

18. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者本人および身元引受人・ご家族等に関する個人情報を、以下の目的以外に使用しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）
- ⑤ 厚生労働省に対する評価結果等の報告

(2) 第三者への提供

当施設では、以下の利用目的のためにご利用者および身元引受人・ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）および連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ 家族・身元引受人等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求および介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来所やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては上記(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない相手のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がある場合は遠慮無くお申し出下さい。

19. 身体拘束について

介護保険制度の下において介護保険施設等では身体拘束が原則禁止されるようになりました。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の QOL (生活の質) を根本から損なう危険性を有しています。

【身体拘束がもたらす多くの弊害】

- 本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害をもたらします。
- 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力低下などの内的弊害をもたらします。
- 車いすに拘束している場合では無理な立ち上がりによる転等事故、ベッド柵の場合では乗り越えによる転落事故の発生の危険性があります。
- 身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらします。
- 本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳をも侵します。
- 身体拘束によって、さらに認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれもあります。さらに、こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいるといわれています。

【介護保険指定基準において、禁止の対象となる具体的な行為】

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

以上のことを考慮し、特別養護老人ホームちとせ小町に於いても、身体拘束を廃止しました。

施設では、身体拘束を誘発する原因を探り、除去し、「よりよいケア」の実現の為、ケアを見直し、ケア全体の向上や生活環境の改善に努めております。

しかし、ケアの工夫のみでは十分に対応できないような、「一時的に発生する突発事態」の場合は、ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護する為、「緊急やむを得ない場合」として、身体拘束を行うこともあります。

【緊急やむを得ない場合の対応】

①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断基準

- ご利用者本人または他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

以上の3要件を全て満たしている時のみ身体拘束を行います。

② 判断は個人では行わず、合議体の決議において決定します。

合議体の参加者は、施設長、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員、介護士、看護師等とし、医師等の専門職からの意見も参考にします。

③ 利用者本人または家族に対する説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分に理解を得るように努めます。

④ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。

⑤ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を「経過観察記録」として記録します。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）短期入所生活介護のサービス内容および重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 千葉県佐倉市大蛇町215-7

事業者（法人）名 社会福祉法人 千歳会

施 設 名 特別養護老人ホーム ちとせ小町

代 表 者 名 施設長 南 曲 豪

⑪

説 明 者 職 名

氏 名

⑪

私は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）短期入所生活介護のサービス内容および重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)